

とき 2011年7月23日(土) 10時00分
ところ 千葉県労働者福祉センター大ホール

第1号議案 連合千葉地域協議会改革について(案)
第2号議案 特別会計の設置について(案)

第1号議案 連合千葉 地域協議会改革について(案)

「連合千葉 地域協議会改革」は2006年7月3日の第16回地方委員会において改革方針を決定し、第一段階としてその年の11~12月にかけて18地協の一部を統合再編して、事務所と専従役職員を配置した3モデル地協(千葉、総武、東総・香取)と3統合再編地協(成田・佐倉、外房、南総)を設置し、現在の11地協体制に改革を行った。

統合再編した総武、東総・香取、成田・佐倉、外房、南総の5地協には、これまでの地域で築かれてきた連帶を基礎に広域化するエリアをカバーし、きめ細かい運動を進めるための地区組織として「地区連絡会」を統合再編前の地協単位で設置し運動を展開してきた。

そして、一昨年の第12回定期大会で本部方針を受け止め2012年度を目指すことを決定し、組織機構改革検討委員会のもとに3委員会を設置し第一段階の検証と新地協に向けた議論を開始するとともに、今回の地協改革は最終の改革となることから、改革の目的や意義そして新地協が果たす役割等を地域協議会は勿論のこと全構成組織がより一層の共通認識を持った上で、連合千葉の総力で改革を成し得ていくため、研修会・視察研修等を行ってきた。

東日本大震災等により地協改革の検討や条件整備が遅延し、地協改革の方針を決定する本地方委員会の開催時期を変更することとなったが、組織機構検討委員会、地域協議会代表者会議等で精力的な議論を重ね成案を得たので次のとおり提案する。

I. 基本的考え方(地域協議会改革の目的)

連合千葉の地協改革目的は、連合千葉における「地協の現状課題の解決」と「連合本部方針の実践」の二つが目的であったが、「地協の現状課題の解決」は2006年第16回地方委員会で決定した第1ステップでほぼ達成されており、今回の地協改革(第2ステップ)は「連合本部方針への対応」を中心に、「地域間連携機能の強化」を目的に実施する。

II. 背景・経過

1. 地協の現状課題の解決

(1) 地域協議会結成(1990.12~91.2)以降の推移

- ・民間部門：企業倒産・撤退、企業統合・再編・合理化
- ・公務部門：公社化・独立法人化・民営化等
- ・正規労働者から非正規労働者への置き換え
- ・労働組合の組織再編、役員体制の見直し(専従者の減少)
- ・労働組合組織率の低下

(2) 生じた課題

- ・地域協議会の組織状況は、結成時と比較し組織数、組織人員とも減少し、かつ各地域協議会のアンバランスが拡大し、大変厳しい現実に直面している地域協議会も生じていた。(佐倉・四街道、佐原、海匝、夷隅、安房等)

2. 連合本部「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」方針への対応

(1) 背景・経過

- ・ 2003.06：組織財政確立検討委員会答申 ・ 2003.09：連合評価委員会報告
- ・ 2004.10：第2次組織財政確立検討委員会答申
- ・ 2005.10：第9回定期大会「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」
*全国を300地協に再編（事務所設置・専従役職員配置）
- ・ 2006.07：連合千葉第16回地方委員会「連合千葉 地域協議会改革」
- ・ 2008.05：第52回中央委員会「地方活動フォローアップ委員会特別報告」
*2012年度までに条件整備が整い次第新地協に移行する。
- ・ 2009.10：連合千葉第12回定期大会「2012年目途に新地協移行」方針決定
- ・ 2011.05：第3次組織財政確立検討委員会答申

(2) 連合評価委員会報告等

- ・ 「労働運動再生のためには企業別組合主義の限界を超えて、働くものすべてに貢献する社会的労働運動の確立が不可欠である。」
- ・ 「職域は構成組織の責任、地域における組合員・労働者の生活全般のサービス機能は地方連合会と地域協議会の責任」
- ・ 「地域に根ざした顔の見える運動」、「全労働者の拠り所となる運動」の実践

(3) 第3次組織財政確立検討委員会（抜粋）

- ・ 地域に根ざした顔の見える運動として、2012年6月までに新地協の設置を推進する。
- ・ 地域に根ざした顔の見える運動・地協の運動について
2005年に確認した「地協の果たす具体的な10の機能」について、政治活動機能・組織拡大機能を加え、12の機能とする。
地協は、地方連合会の運動を地域で推進するために、その指標として、全地協の一層最低実施基準（第1ステップ=マスト）を明確化し、さらに第1ステップ=マストから第2段階基準（第2ステップ=ベター）へ、ステップアップできるよう段階的な機能を提起する。
この機能については、相互に連関していることから地域の実態に合わせて一括して取り組む。

3. 連合千葉地協改革第1ステップの取り組み

(1) 1.1 地協体制に統合再編

- ① 5統合再編地協（総武、成田・佐倉、東総・香取、外房、南総）を設置。
- ② 6既存地協（千葉、市川・浦安、松戸・鎌ヶ谷、柏・我孫子、野田・流山、市原）

(2) 統合再編地協の地区組織として地区連絡会を設置

- ・ 1.2地区連絡会（習志野・八千代、船橋、成田、佐倉、香取、銚子、海匝、山武、長生・茂原、夷隅、安房、君津）

(3) 受け持ちエリアの見直し（組織と対応力のアンバランス解消）

- ①千葉地協：四街道市・八街市を編入 ②松戸・鎌ヶ谷地協：白井市を編入
- ③柏・我孫子地協：印西市を編入

(4) モデル地協の設定（事務所と専従役職員を配置）

- ① 3モデル地協（千葉、総武、東総・香取）

III. 地域協議会改革（最終）について

連合千葉地域協議会改革を次のとおり実施し地協改革を完成する。

1. 地域協議会の最終形態

現1.1地域協議会の一部を統合再編して7地域協議会とし新地協体制を確立する。

(1) 地協の統合再編

次の地協を統合再編し新地協を結成する。

- ①千葉地協、市原地協
 - ②総武地協、市川・浦安地協
 - ③松戸・鎌ヶ谷地協、柏・我孫子地協、野田・流山地協
- (2) 新地協への移行

次の地協について条件整備をはかり新地協に移行する。

- ①成田・佐倉地協
 - ②外房地協
 - ③南総地協
- (3) 既に新地協となっている地協

- ①東総・香取地協

現 在		地 協 改 革 後		
地 協 名	行政数	地 協 名	行政数	行 政 名
千 葉	3	中 央 (仮称)	4	千葉市、四街道市、八街市
市 原	1			市原市
総 武	3	総 武	5	習志野市、八千代市、船橋市
市川・浦安	2			市川市、浦安市
松戸・鎌ヶ谷	3	東 葛 (仮称)	8	松戸市、鎌ヶ谷市、白井市
柏・我孫子	3			柏市、我孫子市、印西市
野田・流山	2			野田市、流山市
成田・佐倉	5	成田・佐倉	5	成田市、佐倉市、富里市、栄町、酒々井町
東総・香取	7	東総・香取	7	香取市、東庄町、多古町、神崎町、銚子市 匝瑳市、旭市
外 房	17	外 房	17	山武市、横芝光町、芝山町、東金市 九十九里町、大網白里町、茂原市、白子町 長柄町、長南町、長生村、一宮町、睦沢町 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
南 総	8	南 総	8	館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町 君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市

2. 地区組織について

2006年7月の第16回地方委員会で確認した考え方に基づき、今回統合再編する地協に地区組織を引き続き「地区連絡会」として設置し、18地区連絡会とする。

なお、現状の力量を維持・向上していくために、それぞれの新地協にあった地区組織における運営面の見直しや権限の委譲（再配分）等が柔軟にできるよう、必要な地域協議会運営規則標準例、地区連絡会運営要綱の見直しを行う。

（＊地域協議会運営規則標準例、地区連絡会運営要綱の見直しの手続きは執行委員会が行う。）

地域協議会名	地区連絡会名	地域協議会名	地区連絡会名
中 央 (仮称)	千 葉	東総・香取	銚 子
	市 原		海 匝
総 武	習志野・八千代		香 取
	船 橋	外 房	山 武
	市川・浦安		長 生 ・ 茂 原
東 葛 (仮称)	松戸・鎌ヶ谷		夷 隅
	柏・我孫子	南 総	君 津
	野田・流山		安 房
成田・佐倉	成 田	7 地域協議会	18 地区連絡会
	佐 倉		

第16回地方委員会（2006.7）における考え方

IV. 統合再編する地域協議会における地区組織の設置について

1. 基本的考え方

連合千葉は地協結成以来この間、18地域協議会での地域における運動を展開してきた。この間に築かれた各地協での連帶は連合千葉の財産であり、統合再編になっても生かしていくことが地域における組織力の向上に繋がるものである。また、地協がカバーする単位が大きくなれば、活動の単位を小さくして、きめ細かい運動を行う必要がある。

このことから、地協結成以来18地協で築かれた連帶を基礎に広域化するエリアをカバーし、きめ細かい運動を進めるために地区組織を「地区連絡会」として、原則、現在の地域協議会単位に設置する。



第2号議案 特別会計の設置について（案）

東日本大震災に伴い連合本部より被災地の地方連合会に対し、「連合・愛のカンパ」における「自然災害等の救援・支援の取扱い」に基づき、「被災者支援・救援金」の拠出が決定された。また、連合関東ブロックからも支援金が交付された。

これら交付金の使用目的を明確にし、適正で効果的な執行と的確な管理を行うため、次のとおり特別会計を設置する。

1) 特別会計の名称

「東日本大震災支援特別会計」

2) 使用目的

東日本大震災による千葉県内の被災者支援・救援活動等に関わる費用を賄う。また、県内の対策が終了した場合は県外の被災者支援・救援等に使用する。

3) 予 算

連合本部交付金及び連合関東ブロック交付金を基本とする。

※ 支援活動等の費用が「東日本大震災支援特別会計」で賄いきれない場合は、「運営基金会計」より「東日本大震災支援特別会計」に拠出する。

4) 根 拠

資産管理・会計処理規則【抜粋】

「第6章 会費区分 第25条（会計区分）」

- ①. 一般会計の収支は、一般会計で管理する。
- ②. 前項のほか、連合千葉の財政管理上特に必要と認められる場合は、大会または地方委員会の議を経て特別会計を設置することができる。
- ③. 特別会計の改廃は、大会または地方委員会の議を経なければならない。